

昭島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントの回答について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
1	—	新型コロナウィルス感染症について	新型コロナウィルス感染症の急激な拡大は、高齢者や介護している家族、高齢者を支えている介護関係者を不安に陥れています。コロナ禍でも利用者、事業者を守るための具体策を計画に明記してください。	1件	新型コロナウイルス感染症への具体的な対応策につきましては、現時点における対応が数か月後には別な対応を必要とするなど、その時々に応じて市のみならず東京都、国、医師会等と連携し対応を図る必要があります。また、介護保険事業計画ではなく、緊急事態への対応として危機管理計画など、昭島市全体で取り組むべき事案であるとも認識しております。
2	5 77 101 103	人材確保に向けた取組について	介護現場の人手不足は深刻になっています。計画上の具体策のみでは介護人材不足が解消するという展望が持てません。介護職員の実態調査を行うなどして原因を探り、必要性を数値目標化などして具体策を検討してください。	2件	深刻化する介護人材不足は、十分認識しております。国が打ち出す介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備等の施策において、本市にとってより効果的な施策について、市内介護事業所との連携のもと、取組んでまいりたいと考えております。なお、この状況は本市のみならず、すべての自治体にとって共通の課題であることから、市域のみでの実態調査を行う考えはありません。
3	8 71	庁内連携について	保健福祉担当だけでなく、社会教育や産業、学校関係などの行政職員が連携し地域課題に知恵をさしぼる必要があると思います。	1件	第8期事業計画期間における目指すべき方向性として、様々な職種が連携して支援する多職種連携体制の推進を掲げています。ご意見はもつともであり、行政内はもとより、その垣根を超えた関係部署との連携体制の構築について、積極的に推進してまいります。
4	64 65 76 91	地域包括ケアシステムの深化・推進について	高齢者が高齢者をサポートできる仕組みを構築することに力を入れてください。 自治会や老人会、地域住民の団体や医師会、商店街等、多岐に渡りネットワークを構築していく必要があると思います。地域包括ケアシステムが市民に認識されていると思えず、説明会など内容を広める対策が急務と思われます。	2件	元気高齢者が介護や援助を必要とする高齢者に対する支援の一翼を担っていただくことは、今後、地域包括ケアシステムを深化・推進するうえで、また介護人材確保の面からも重要であると認識いたしております。元気高齢者が活躍する仕組みの構築は喫緊の課題として取組んでまいります。また、老人クラブや自治会、ボランティア団体など地域で活動されている様々な団体が連携することで、地域の高齢者を支える大きな力となることから、他市で導入されている好事例を視察・研究し、本市の地域性に合った連携体制を構築してまいります。 また、第7期事業計画期間では、地域住民や民生委員、市民大学講座等に出向き、地域包括ケアシステムの普及啓発を行ってまいりました。しかしながら、まだまだ不十分であることから、引き続き、第8期事業計画におきましても市民に対する説明会等を積極的に開催し、地域包括ケアシステムの
5	65 67 70	移送について	高齢者への足の確保は最重要課題です。Aバスの増便、乗合いタクシーなど交通手段が必要です。	1件	高齢者の移送に関する課題は、第7期事業計画に続き第8期事業計画においても取り組むべき地域課題と認識しております。Aバスに関しては、令和2年度に1路線増設されましたが、それだけで、課題が解決したわけではありません。引き続き、外出機会を促進するため多種多様な移送手段の検討や、移送に頼らず徒歩圏内で課題を解決する方法など、多角的・多面的に課題を分析し、取組の検討を進めてまいります。
6	65 68 70	活動の場について	高齢者の活動の場として、農地を有効活用するといったと思われます。 また、サロンやボランティア活動、シルバー人材センターなど裾野をさらに広げることが重要と思います。	2件	第8期事業計画にて取り組むべき地域課題の1つとして、活動の場の充実を掲げております。地域のニーズに合った住民主体の活動の場やボランティア組織の立ち上げの支援も行っております。また、農地の活用など他市においても取組事例のある、効果的な取組につきましては、情報収集に努めるとともに、様々な団体との調整が求められる場合は、積極的に関与することで連携体制を構築し、市民ニーズに応じるように努めてまいります。
7	65 71 92 96	相談窓口の充実について	新たに気軽に立ち寄れる相談窓口の設置はいいことだが、計画期間中に設置では時間がかかりすぎと思われる。既存の地域包括支援センターの活動を充実させることで相談窓口の充実も推進されると思います。	1件	地域連絡会等を通じて、気軽に立ち寄れる窓口の必要性を感じている方が存在することは認識しております。その対応として、まずは、地域包括支援センターを始めとする既存の相談窓口の周知や機能の充実が重要であるとも理解しております。その上で、それらの機能を補完する形で、「高齢者が気軽に立ち寄り相談できる窓口」の構築について取組を進めていく考えです。高齢者やその介護者のニーズを的確に捉え、更なる地域資源・社会資源の活用も含め、どのような形が効果的なものとなるのか、財政面も含めて総合的に検討してまいります。
8	66 70	認知症カフェについて	認知症カフェの数を増やすのであれば立ち上げに対する計画を記載する必要があり、また、既存4ヶ所の開催頻度や開催日時についても再考する必要があると思います。 認知症カフェの設置にリタイヤした人が手を上げやすい制度も作っていただきたい。	2件	第7期介護保険事業計画期間において認知症カフェは新たに2ヶ所立ち上がっております。開催頻度や開催日時につきましては、運営者にとって負担の無い範囲での開催とされております。現在、認知症カフェの運営者による情報共有の場として連絡会を立ち上げ、協力関係を作ることで、より質の高い運営内容となるよう支援に努めております。 また、認知症カフェに限らず、サロンの立ち上げ支援として社会福祉協議会によるサポートも実施しており、また、運営継続のための相談も受けております。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
9	67 71	ごみ出し支援について	ごみ出し支援の取り組みとして、積極的に仕組みづくりを行うためにも具体策を記載する必要があるのではないか。	1件	ごみ出し支援への取り組みは、高齢者の生活を維持するうえで必要性が高いと認識しております。ボランティアでの対応など早急に仕組みを構築する必要がありますが、生活支援コーディネーターによる調査を重ねていく中で、各団地ごとにごみ出しルールが異なったり、必要とする側の意識も多様であるなど、住民間のコンセンサスを得るまでには解決すべき課題が多いことも明らかになってきました。引き続き、住民主体による継続可能な仕組みづくりについて、生活支援コーディネーターを中心に支援してまいります。
10	68 70 71 74 76 93	ボランティアの活用支援について	空き家の利用促進や初期投資支援をすれば、資金がなくとも時間のある高齢者が有償ボランティアとして参加すると思います。また、専門職や生活支援コーディネーターを活用しながら、新たな団体や組織を支援する目標を掲げたいと思います。	2件	高齢者のボランティア活動への参加につきましては、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、地域のボランティア活動とのマッチングに努め、インフォーマルサービスの担い手の確保に努めてまいります。また、新たな団体や組織を支援する施策や目標につきましては、生活支援コーディネーターの日々の活動において、必要に応じた支援を進める中で、本市としてどのような取組が可能となるのか、検討してまいります。
11	70 76 85 92	住民主体のサービスについて	今期計画では住民主体のサービスを作っていくことであれば、実現のための具体的な方策を記載する必要があると思います。また、参加することへの効果の期待・目標の記載があってもいいと思われま。	1件	超高齢社会の進展に伴い、現役世代のみで高齢者を支えることは困難となっております。高齢者を支える仕組は、地域が主体となり住民相互の支援がより重要であると考えます。第7期事業計画期間におきましても、いくつかの地域において、地域資源の創出を支援してまいりました。しかしながら、地域にはそれぞれ特性があり、ニーズも異なり、市域全体に共通する具体的な施策に取りまとめるまでには至りませんでした。第8期事業計画期間におきましても地域のニーズに即した形式で、地域ごとの取組として、住民主体による生活支援体制の構築を支援してまいります。
12	70 83 87	認知症個人賠償保障事業について	認知症個人賠償保障事業は認知症高齢者を介護している家族に安心をしてもらえるが、対象者が認知症高齢者探索サービス利用者として限定されているので、もっと利用しやすいサービスに改善するべきと考えます。	1件	当該事業につきましては、令和3年度より新規事業として取組むことを予定しております。その対象者としていたしましては、認知症高齢者探索サービス利用者を予定しておりますが、それ以外にも必要性のある方が存在することは認識しております。より効果的な事業となりますよう、具体的な対象につきましては今後検討してまいります。
13	71 92 96	生活支援体制整備事業について	団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を間近に控え、日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加を図るとするならば、要となる生活支援コーディネーターの配置を現状の2名からもっと増やすべきと考えます。	2件	持続可能な介護保険制度とするためには、生活支援体制整備事業への取組によるインフォーマルサービスの創出、地域資源の洗い出し・活用などが重要となっております。この事業の中心的な推進役が生活支援コーディネーターであります。この2名で全てを担うわけではなく、市の担当者も一体となり、また、地域における様々な担い手の力もお借りする中で推進していくものであると考えております。今後、当該事業を推進する上で必要性が生じた際は新たな生活支援コーディネーターの配置について、その方法や人材も含め検討してまいります。
14	75 83	権利擁護事業について	今後対象者の増加が見込まれるため、社会福祉協議会の職員を増やして対応するなど、多くの方々の権利を護るための方策や数値を記載してほしい。	1件	権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会が主体となり市と連携して推進している事業であります。認知症や一人暮らしの高齢者が増加する現状において、その役割は増すばかりであるとして認識しております。引き続き、社会福祉協議会や、庁内関連部署との連携を密に図り実態把握に努めることで、必要ときに必要な支援が提供されるよう努めてまいります。
15	75 88 115	介護老人福祉施設の待機者について	介護老人福祉施設については現在も入所を希望する方がすぐには入所できない状況が続いています。待機者数の把握ができていない状況では介護老人福祉施設の過不足も判断できず、適切な計画策定ができないのではないのでしょうか。昭島市でも待機者数を把握して根拠のある計画を作成してください。	1件	市内の介護老人福祉施設における待機者数につきましては、施設ごとに把握されており、必要に応じて確認をさせていただいております。把握できないという意味は、入所希望者の方が、必ずしも1ヶ所に申し込んでいるとは限らないこと、また、市外の施設を申し込んでいる方もいらっしゃるから、待機者数を把握するには、市内及び近隣の施設より申込者の個人情報の提供を受け、同一人物をチェックしなければ実数は把握できません。また、複数の施設を申し込まれている方が、入所した場合やお亡くなりになった場合に、必ずしも申し込みをしているすべての施設に連絡が入るとは限らないことから、各施設で管理している待機者の情報が必ずしも実数を捉えているとは限りません。本市において、介護老人福祉施設より緊急性のある入所者が全く入所できずに困っている等の相談を受けることもなく、また近隣の市の介護老人福祉施設には空床もあることから、これらの情報を総合的に判断し、現状は新たな整備の予定なしといたしました。しかしながら、引き続き、市内の介護老人福祉施設との情報共有を図るとともに、近隣市の施設における空床情報も収集することで状況に応じて検討してまいります。
16	76	在宅サービスの充実に向けた取組について	前期高齢者を被介護者として捉えるのではなく、在宅サービスの充実・推進のため必要な担い手として位置付けていくことが求められていると考えます。	1件	前期高齢者に限らず、元気高齢者が介護や援助が必要とする高齢者の支援の担い手として活躍していただくことが、地域包括ケアシステムを推進するうえで大切であると認識しております。元気高齢者が生活支援の担い手となり、生きがいを持ち活動していただくための仕組みづくりについて検討してまいります。

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
17	77 95	介護保険制度の運営について	文書負担軽減、ICTの活用等による業務の効率化に向け、具体的にどのような取組を計画しているのかをお示しください。	1件	指定申請関係の書類は国様式に変更するなどして、更新時の添付書類の省略にも努めておりますが、引き続き、押印を求める手続きの見直し等についても検討を進め文書負担軽減を図ってまいります。 また、ICTやAIなど様々な先端技術の活用により、医療・介護関係者の情報共有や事務負担の軽減を支援し、業務の効率化を図ってまいります。
18	82 91 100	あきしま地域福祉ネットワークとの連携について	講師派遣の回数が平成30年度には22回あったものが、9回に減少しています。年9回の講師派遣回数では不十分と考えます。今後もあきしま地域福祉ネットワークやその他の地域の団体を支援し連携を強化していただきたい。	1件	講師派遣の回数については、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し計画上年9回としておりますが、例年どおりの予算額は確保し、9回以上の派遣も可能となっております。 地域福祉ネットワークでは、様々な介護サービスの利用者とかかわる中で、地域の介護ニーズや要介護者の実態を的確に把握されており、介護保険事業を運営していく上で貴重な地域資源となっております。引き続き連携を強化し、手を取
19	83 86 87	認知症関連事業について	様々な事業を展開しているが、もっと市民の力を活かし、低予算でもできることがあると思います。	1件	ご意見は、本市といたしましても重々認識しております。第7期事業計画における認知症関連の事業につきましても、市民や介護事業所のご協力と創意工夫により、できる限り低予算にて実施しているところであります。第8期介護保険事業計画におきましても認知症の正しい理解を普及・啓発するため、様々な事業を市民や介護事業所のみならずと協力して実施してまいります。あわせて、認知症サポーター養成講座を受講したサポーターが活躍する場の創出など、地域で認知症の方を支える仕組みづくりにも取り組んでまいります。
20	83 87	認知症高齢者支援ネットワークについて	認知症の高齢者支援ネットワークづくりとして、キャラバンメイトの養成だけでなく、認知症地域支援推進員を中心にネットワークづくりを進めてほしい。	1件	認知症高齢者支援ネットワークづくりとしては、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイト及び認知症サポーターを増やしていくことが重要であると認識し積極的に取り組んでまいります。また、それらに参加していただいた人材の活躍の場を創出するとともに、ネットワークづくりの必要性も認識しておりますことから、第8期事業計画では、具体的な取組を示してまいります。
21	90	紙おむつ事業について	「利用条件等の見直しを検討する」とあるが、困難な中で生活している市民が困ることのないように検討してほしい。	1件	紙おむつ事業については、今後さらに増加することが見込まれる一方で予算に限りもあることから、利用者の現状も踏まえ事業継続のために利用条件等の見直しについて検討してまいります。
22	91 94	地域包括支援センターの体制強化について	地域包括支援センターの総合相談体制の充実、適切な人員体制の確保を行うだけでは、地域包括ケアシステムの深化・推進ができないと思います。基本的視点や基本目標を実現するために地域包括支援センターの体制を強化していくものと考えます。 また、総合相談や介護認定代行申請等の目標値が少なく見積もられていると思います。	1件	地域包括支援センターは、本市が地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む上で、中核を担っていただいております。その意味においても、地域包括支援センターの総合相談体制の充実や適切な人員体制の強化は重要であると認識しております。しかしながら、地域包括ケアシステムの深化・推進は、それだけで実現するものではありません。住まい・医療・介護・生活支援・介護予防など高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるため、様々な機関、制度、社会資源、地域資源などが相互に連携する体制を構築していく必要があります。本市といたしましても、地域包括支援センターには、その牽引役として中心的な取組を期待し、支援してまいります。 また、事業計画期間の目標値については、令和元年度に総合相談等の集計基準を見直し、より実態に即した数値としたことから、前年度との数値に乖離が見られる結果となりました。第8期介護保険事業計画におきましては、新たな集計基準にて適切に推計を行っております。
23	91 95	在宅医療・介護連携推進事業について	在宅医療・介護連携推進事業の「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」において、新型コロナウイルス感染症の陽性者に対しても利用できる仕組みを作してほしい。 また、在宅医療・介護連携推進事業を市が積極的に進め、訪問診療の目標値（医師数や受入れ人数等）を具体的な数値で記載してほしい。	2件	この事業は、在宅療養を推進するうえで、市内3病院において一般病床や地域ケア病床の空き病床を活用し、在宅医との連携のもと患者の入院を受け入れる仕組みであり、新型コロナウイルス感染症に対する対応は想定しておりません。また、感染症による入院となると保健所の指示が必要となることから、医療機関における陽性者の受け入れ態勢の構築は市では困難であります。 なお、主介護者が陽性者になった場合、要介護者は濃厚接触者となる可能性が高く、在宅介護サービスを受けられなくなった場合において、生命や生活の維持に必要な在宅サービスを提供する仕組みについては、早々に構築を進めてまいります。 また、訪問診療に関する目標値の設定については、保険医療機関の指定は所在地の地方厚生局の所管であることから、介護保険事業計画では具体的な数値目標の設定はいたしません。しかしながら、在宅介護を推進するうえで必要不可欠であることから、市内における充足状況の把握に努めるとともに関連機関と連携し市民が安心して在宅介護を続けられる環

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
24	101 104	介護離職防止に向けた取組について	<p>新型コロナウイルス感染症により介護者の就労状況や収入などに影響があったと思われます。現状分析の前に今一度現状把握を行うべきではないでしょうか。</p> <p>介護離職防止の対策として早期かつ効果的に進められるように、実現に向けた具体的な取り組み方法を記載してほしいです。</p> <p>介護の担い手が女性に偏っていると思われます。介護離職者問題をジェンダーの視点で捉えることが大切だと思います。</p>	3件	<p>本市におきましては、在宅介護実態調査にも表れておりましており介護離職の実態は見受けられませんが、新型コロナウイルス感染症による影響など社会情勢の変化により状況も変わるものと認識しております。常に情報収集や現状把握に努め、必要とされる介護サービスが適切に提供されることで介護離職の防止に努めてまいります。また、介護の担い手につきましても、若者のみならず、現役をリタイヤされた元気高齢者や、子育て世代の短時間労働なら可能な方、更には外国人労働者など、多種多様な担い手が様々な形態で働いていただくことが必要であると認識しております。</p>
25	103 113 114	定期巡回随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護について	<p>定期巡回随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護については現在一か所しかなく、市内全域で1圏域としている日常生活圏域をカバーできる状況ではありません。特に手薄となっている西側の地域に事業所を新設する計画をもってください。</p>	1件	<p>定期巡回随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護の必要性については、本市でも認識しているところであります。現状では利用者の地域に偏りがあることから、地域のバランス等を勘案し、また、運営法人等とも十分協議しながら新たな整備について検討を進めてまいります。</p>